

2016年4月に開始した  
「電力小売全面自由化」に完全対応した改訂版!

業種別会計シリーズ

改訂版

# 電力業



新日本有限責任監査法人 編  
電力・ガスセクター

A5判・320ページ 定価 本体3,500円+税

電力システム改革に対応した業界動向、  
会計・監査・内部統制・税務等の  
実務ポイントを詳解!!

- 電力業特有の会計処理・税務、監査上の重要ポイント、  
内部統制制度の留意点等を詳解
- 豊富な設例・図表を収録

第一法規

## 本書の特色

新規参入を含む電力関係事業者が、業界特有の  
会計実務から、経営分析、その背景にある市場  
動向、取引慣行までの全体像を掴める解説書。

- 「電力業」の会計実務に特化した唯一の解説書!
- 業界の市場動向から、監査・税務上のポイント、経営分析まで、電力業界の実態を徹底解説!
- 複雑な電力業界特有の会計実務を豊富な設例や図表を用いてわかりやすく解説!

## 目次

### 第1章 電気事業とは

- 第1節 電気事業の概要
- 第2節 沿革
- 第3節 ビジネスモデルとサプライチェーン
- 第4節 規制・関連法令、規制当局

### 第2章 電気料金

- 第1節 電気料金の概要
- 第2節 自由化料金
- 第3節 規制料金
- 第4節 電気料金のその他の要素

### 第3章 会計処理と内部統制の傾向

- 第1節 販売
- 第2節 火力発電燃料

- 第3節 固定資産
- 第4節 原子力発電
- 第5節 営業費用
- 第6節 資金調達
- 第7節 特別法上の引当金
- 第8節 業種特有の表示
- 第9節 IFRSに向けて

### 第4章 管理会計

- 第1節 電力会社における管理会計
- 第2節 電力会社における管理会計のアプローチ
- 第3節 電力会社における導入事例

### 第5章 電気事業に係る税務

- 第1節 電気事業における税務の概要
- 第2節 電気事業における法人税の課税所得計算の特色

- 第3節 電気事業特有の税制
- 第4節 電気事業における税効果会計
- 第5節 連結納税

### 第6章 監査

- 第1節 会計監査の種類
- 第2節 会社法監査
- 第3節 金融商品取引法監査
- 第4節 特別目的監査
- 第5節 内部監査
- 第6節 業種特有の事象に関する監査の着眼点

### 第7章 経営分析

- 第1節 経営指標
- 第2節 予算管理
- 第3節 経営指標と経営戦略との関係



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

### 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の概要

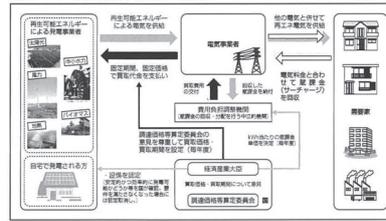
平成21年11月より、低炭素社会の実現の観点から「太陽光発電の余剰電力買取制度」が始まった。この制度は、「国民の全員参加による太陽光発電の普及促進」を趣旨として、太陽光によって各家庭などで発電された電気のうち、発電を行った者が使用しなかった分を、電気事業者が国の定めた単価で買い取るが、その実績費用を「太陽光発電促進付加金」として、電気料金に加算することにより、普及促進のための費用を広くすべての需要家に、負担能力（翌年度の電気の使用量）に応じて負担してもらおうというものであった。

この「太陽光発電の余剰電力買取制度」を発展させる形で、平成24年7月より、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まった。いわゆる、FIT (Feed-in Tariff) 制度と呼ばれるものである。FIT 制度の趣旨は買取対象を太陽光発電の余剰電力だけでなく、太陽光、風力、水力、地熱およびバイオマスといった再生可能エネルギーによる発電に拡大したものである。再生可能エネルギーの普及を図ることで「地球温暖化対策」のみならず、「エネルギーセキュリティの向上」、「環境関連産業育成」の観点から、低炭素社会と新たな成長の実現に大きく貢献するものである。なお、小売電気事業者、一般送配電事業者および登録特定送配電事業者（平成29年4月1日以降は、一般送配電事業者および特定送配電事業者に変更となる。以下、併せてこの節において「電気事業者」という。）が国の定めた単価で買取を行い、買取費用について電気を使用するすべての需要家に負担してもらおうという仕組みは従来と同じである。

FIT 制度の一連の流れは、電気事業者は再生可能エネルギーから固定価格で買取を行う一方、電

ルギー発電促進賦課金を需要家から徴収し、費用負担調整機関（平成28年12月時点においては、一般社団法人低炭素投資促進機構が指定機関とされている。）へ納付金として納め、費用負担調整機関は回避可能費用等を控除したものを交付金として電気事業者へ交付するものである。

図表2-4-3 固定価格買取制度の概要図



(出典：資源エネルギー庁ホームページ)

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の仕組み

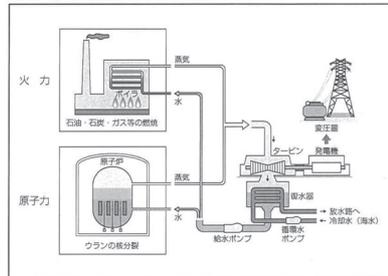
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に使用電力量を乗じて算定される。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、算定対象期間（4月から3月まで）における再生可能エネルギー買取費用の見込額をもとに毎年算定され、当年の5月から4月分の電気料金に適用される。

具体的には、算定対象期間における再生可能エネルギー買取費用見込総額から電気事業者が再生可能エネルギー電気を買い取ることにより発生を回避できた燃料費などの費用（回避可能原価）を控除し、費用負担

および核燃料では採用されている。

図表3-4-3 火力発電と原子力発電の違い



(出典：電気事業連合会ホームページ)

#### (2) 核燃料の特徴と原子燃料サイクル

原子力発電の燃料として利用される核燃料の3つの特徴を紹介する。第1に原材料であるウランを実際に発電の燃料として利用するためには、いくつかの加工工程を経る必要があること、第2に、実際に発電のための燃料として原子炉に装填（装荷）されると、通常3～6年という長期にわたって利用が可能なこと、第3に、いったん燃料として使用した使用済燃料も、再処理を行うことにより改めて燃料として利用可能な部分があることこの3点である。なお、詳細は後述するがここでいう「再処理」とは、使用済燃料を、燃料として再利用可能なウラン・プルトニウムと廃棄物として処理される核分裂生成物とに分離することをいう。以上のような特徴を持つ核燃料に係る一連の取引の過程を、原子力を

中心にウラン採鉱から実際に燃料として利用されるまでの加工工程、そして、使用済燃料を原子炉から取り出して、再処理工程を経たうえで、加工工程に戻るまでの一連の環（サイクル）として表したものを「原子燃料サイクル（核燃料サイクル）」と呼ぶ（図表3-4-4参照）。

この原子燃料サイクルを分解して、原子炉より前のプロセスを「フロント・エンド」といい、後のプロセスを「バック・エンド」と呼ぶこともある。

なお、使用済燃料を再処理せず放射性廃棄物として処分する方式を「直接処分」もしくは、「ワンス・スルー方式」と呼ぶ。

#### <原子燃料サイクルの推進>

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。

(出典：エネルギー基本計画（平成26年4月）第3章第4節4(2)核燃料サイクル政策の推進（一部抜粋）)

詳細・お申し込みはコチラ  
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!